

天皇という文字の初出の時期について-覚書(二)-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2011-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鍋田, 一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9125

天皇という文字の初出の時期について

— 覚 書 (一) —

鍋 田 一

一 法隆寺金堂薬師如来像光背銘 (本誌二六ノ一)

二 野中寺彌勒思惟像台座銘

銘文は円形台座の周辺に鐫刻され、上下二字ずつ三一行六二字、書体は柔かな細楷である。

丙寅年、四月大旧八日癸卯開記橋寺智識之等、詣中宮天皇、大御身勞坐之時誓願、之奉彌勒御像也友等人數一百十八是依六道四生人等、此教可相之也

傍点の文字はいずれも異体あるいは省略の文字であるが、いま便宜上正字にあらためた。なおこの銘文の文字はかならずしも明瞭ではなく、とくに判読しがたい橋・詣・友・等・可の文字は一般の読みのままにしたがつた。

(若干の語について) 中宮、天皇、中宮天皇という表現は「法隆寺金堂薬師像銘」の「大王天皇」と共通の形式と考えられるもので、「中宮天皇」とは、かつて中宮におられたことのある天皇、あるいは(在位中)中宮にあられた天皇の意味であろう。いうまでもなく中宮とは宮城における一宮殿の名称であつて、東宮に対する位置から名づけられたものである。中宮の語がいつごろから用いられたかはあきらかではないが、「日本書紀」天智紀に東宮の語が多くみられること、また七世紀以降大陸の文化の伝播がしげくなるにともない、朝廷の整備・宮殿の造営が行わ

れ、大化改新以後には難波京・近江京のごとき、京城の建設が行われることによつて宮殿の配置・名称などが明確になつたであろうと考えられること、そしてその制度的表現が『近江令』の諸規定となつたであろうこと、などから推して、『近江令』には中宮・東宮の規定があり、さらに臆測がゆるされるならば、『中宮・東宮』という呼称は天智朝においてはじめて公称となつたのであろう。

中宮が皇后宮のみならず太皇宮・皇太后宮をも含めた総称にも用いられたことは「令義解」にもあきらかであるが、中宮の語は宮殿の名称から転じて、皇后または三后をさす語になつた時期も天智朝のころからではなかつたかと考えられる。それはこの台座銘の例はもちろんであるが、『日本書紀』天智紀六年二月戊午条の『皇太后天皇』や、『懷風藻』にみられる『太皇天皇』、『日本靈異記』にみられる『太皇天皇』・『太皇后天皇』の呼称は、『いづれも同種の考えの表現であり、二つの意味をかねたものと考えられる。中宮天皇の語はかくのごとき環境のもとに行われたのであろう。

銘文の中宮天皇が齊明天皇をさすものであることはすでに説かれているごとくであるが、齊明天皇は即位七年（六六一）七月筑紫朝倉宮に崩じ、天智称制六年（六六七）二月間人皇女とともに小市岡上陵に合葬されたのであつて、銘文の丙寅年（六六六）はその前年に當つてゐる。したがつて銘文は、齊明天皇の崩前、病中の際に某寺の知識等が誓願して人数一百十八人を催し、天智称制五年丙寅四月八日の聖日を期として開眼供養したものと、と解されるのであるが、造像の時期はかならずしもあきらかではなくただ開眼供養・銘文鐫刻の時期が予想されるにすぎない。なお「造像銘記」には中宮天皇を天智天皇と解されているが、天智天皇と解すれば、銘文の疑義はとりさられるであろうが、天智天皇を中宮天皇と称する積極的な理由はあろうか。また木崎氏はこの中宮天皇に孝徳天皇の皇后であつた間人皇女を擬せられている⁽²⁾。間人皇女は天智称制四年（六六五）二月に薨じ、齊明天皇とともに天智称制六

年（六六七）二月に小市岡上陵に合葬されており、时期的にもさほど矛盾はない。しかし間人皇女（太后）を中宮天皇と称したであろうか。間人天皇が薨じたのは斉明天皇の崩後約五年をへてからで、しかも天智天皇はいまだ即位せず皇太子称制の時期であつた。両者は伯母と甥の關係にあり、大化前後の皇位継承の状況や、石井博士の説かれるごとき共同統治的色彩がこの時期にも認められるとすれば⁽³⁾、中宮天皇という尊称が行われたと考えられないこともない。

ところで、中宮天皇が斉明天皇をさすとするならばなにゆえにこのような疑義のある銘文を作つたのであろうか。ここに考えられるのは「日本書紀」天智紀称制六年の合葬の記載である。陵墓の造営はおそらく間人皇女が薨じた際に予定されたであろう。その際薄葬された斉明天皇のことが当然問題になつたであろう。改葬・合葬はその間の事情に關して決定されたものと考えられる。したがつて改葬・合葬のことは斉明天皇が大御身勞座之時誓願した某寺の知識等も知つたにちがいない。そこでいま一度期を新たにして供養を行つたのが丙寅年（天智称制五年）四月八日ではなかつたか。そしておそらく造像もその際行われたのであろう。それゆえ開眼供養・鐫銘は銘文をそのまま解してもよいと考えられる。

—— 法 律 論 叢 ——

註 1 「懷風藻」積智蔵の小伝に

積智蔵者……淡海帝、遺学唐国……太后天皇之世、師向日本……

「日本書紀」

忠臣少欲足諸天見感得現報示奇事縁第二十五

故中納言從三位大神高市万侶卿者太后天皇時忠臣也

持戒比立修淨行而得奈験力縁第二十六

太后天皇之代有百濟禪師名曰多常……

2 木崎愛吉「大日本金石史」

3 石井良助「天皇」

4 喜田貞吉「河内野中寺金銅仏造像記の中宮天皇につきて」(考古学雑誌九ノ二)

三 船首王後墓誌

銘文は銅板の面背に鐫刻され、表面四行八六字・背面四行七六字、書体は細楷である。

惟船、氏故 王後、首者是船、氏中祖 王智仁首児、那沛故

首之子也生於、乎婆陁宮治天下 天皇世奉仕、於、等由

罹宮 治天下 天皇之朝至於阿須迦宮治天下 天皇之

朝 天皇照、見知其寸異仕有功勳 勅、賜官位大仁品為第、(以上表面)

三殞、亡於阿須迦 天皇之末歲、次辛丑十二月三日庚寅故

戊、辰年十二月殯、葬於松岳山上共婦 安理故能、刀自

同墓其大兄刀罹古首之墓竝作墓世即為、安保方、

代之靈、基牢固永劫宝、地也 (以上背面)

傍点の文字は前例とおなじく正字にあらためた。

銘文のうちまず問題となるのは、殞亡於阿須迦天皇之末歲次辛丑十二月三日庚寅故戊辰十二月殯葬於松岳山上共婦安理故能、刀自同墓、という記載である。すなわち船首王後は阿須迦天皇(舒明)辛丑年(六四一)十二月に卒し、二七年をへた戊辰年(天智即位元年・六六八)十二月に婦の安理故能刀自と墓を同じくして松岳山上に葬られた、とい

うのであるが、この記載はなにを意味するのか。淺田氏はこの墓誌を、「戊辰年十二月松岳山上に婦とともに新造の墳墓に合葬した……際新たに作られたもの」と解されている⁽¹⁾。そして合葬・改葬と推定される理由として、記・紀に合葬・改葬の記載がみられること⁽²⁾、また改葬の存在を暗示するものとして「洗骨」・「荒陵」の民俗学的事実の援用が考えられること、および飛鳥奈良朝の墳墓の構造形式⁽³⁾をあげられている。さらにまた改葬・合葬の理由として、「合葬の盛行がそれに都合よき横穴式内部構造形式の受容のみではなく、当代の社会経済的事情に因由することまた多きは決して否み得ない。……かの原始的・宗教的・不経済的・非効果的な唯量性を特色とする巨墳の營造から文化的・実用的・効果的なる墳墓築造の経済化にまで進展させ」たからである、とされる。

したがつてこの銘文は淺田氏の解されるごとく、戊辰年の合葬の際に作成され、埋納したものと考えるべきであろう。

もつとも船氏は有名な壬仁の後裔氏族であり、井上氏によれば、「壬仁裔氏族は支那に於ける仏信仰の流行に極めて早く反して居る……而も云ふを得べくんばそれは智的な反応である」⁽⁴⁾のであるから、淺田氏の説かれごとき、民俗学的事由(洗骨・荒陵)は考えられないかもしれない。ところで洗骨に関連して考えられることは、この二重葬法と仏教の火葬の葬法との関係である。火葬はおもに僧侶によつて採用された葬法で、日本では「続日本紀」文武紀四年七〇〇三月条に道昭が遺言して遺骸を火葬にした⁽⁵⁾、とあるのが初見であるが、道昭はこの船氏の出である。また持統・文武・元明・元正の各帝もそれぞれ火葬の法をもつて葬されており、養老令喪葬令の墓条には、茶毘にふしてのち骨粉を散布させる⁽⁶⁾、大蔵⁽⁷⁾の規定があり⁽⁸⁾、火葬の法が行われたことが知られる。そのほか古墳時代末期の遺品として陶製および金属製骨器が出土するし、万葉集にも火葬を詠じた挽歌がみられる⁽⁹⁾。このように火葬の風は当代以後流行したものらしい⁽¹⁰⁾。そしてこの流行はおそらく僧侶・知識階級にまず起つたものと考えられるから、王後の場合にも遺骨をふたたび集めて火葬の法に準じて改葬したものかもしれない⁽¹¹⁾。火葬においては、遺骨を火で焼くことと、その骨を納めて処理することと、二段の手續きを要し、二重葬法的なもの

が認められるからである。

註 1 浅田芳郎「船氏の墓誌に見える紀年銘に就て、」(考古学雑誌二四ノ八)

2 「古事記」下巻

橘豊日王……此天皇後陵在石寸掖上、後遷科長中陵也

豊御食炊屋比売命……御陵在大野岡上、後遷科長大陵也

「日本書紀」(用明紀)二年七月甲午条

(橘豊日天皇葬于磐余池上陵

(推古紀)元年九月条

改葬橘豊日天皇於河内磯長陵

(推古紀)二十年二月庚午条

改葬皇太夫人堅塩媛於檜隈大陵

(皇極紀)元年十二月壬寅条

葬息長足日広額天皇于滑谷崗同紀二年九月壬午条

葬息長足日広額天皇于押坂陵

3 その例としてつぎの二つの古墳をあげられている。

河内聖徳太子磯長御廟横穴式石室を内部主体とし、玄室中には三棺が置かれている。……したがってこの時代における後葬による合葬の存在を裏書するに足る。

大和率千子塚古墳雙室竝列的なる横穴式石室を造り、おのおのに棺座を造り、七宝金具燦爛たる乾漆棺を安置する……それは予め合葬を予定しての計劃的な築造に係る。

4 井上光貞「王仁の後裔氏族と其の仏教」(史学雑誌五四ノ九)

5 三月己未 道照、和尙物化。……弟子等奉遺教。火葬於粟原。天下火葬從民而始也。世伝云。火葬華。親族与弟子相争。欲取和上骨斂不。飄風忽起。吹颺灰骨。終不知其処。

6 (文武紀) 大宝三年(七〇三)十二月癸酉。從四位上當麻真人智徳率諸天諸臣。奉諫太上天皇。諡曰大倭根子天広野

日女尊。是日。火葬於飛鳥岡。

(文武紀) 慶雲四年(七〇六)十一月丙午。從四位上當麻真人智德率誅人奉誅諡曰倭根子豊祖父天皇。即日火葬於飛鳥岡。

(元正紀) 養老五年(七二二)十月丁亥。(太上天皇)詔曰。……朕崩之後。葬於大和国添上郡藏宝山葬良岑造籠火葬。莫改他処。

(聖武紀) 天平二十年(七四八)四月丁卯。是日火葬太上天皇於佐保山陵。

7 凡三位以上及別祖氏宗。並得營墓。以外不合。雖得營墓。若欲大藏者聽。

8 土形娘子を泊瀬山の山の際に火葬せし時、柿本朝臣人麻呂の作れる歌一首(卷三 四二八)

隱口の泊瀬の山の山の際にいさよふ雲は妹にかもあらむ

溺れ死にし出雲娘子を吉野に火葬せし時、柿本朝臣の作れる歌二首(卷三 四二九・四三〇)

山の際ゆ出雲の児等は霧なれや吉野の山の嶺に棚引く

八雲刺す出雲の子等が黒髪は吉野の川の奥になづさふ

9 「内部に石を積んで石室を築き、外部に土を盛つて墳丘を營んだ後期の古墳が、上流社会の人々にとつて最善のものと感じられなくなつたのは、八世紀の初頭に、仏教の隆盛とともに伝えられた火葬の制度の出現によるのである。」

(小林行雄「日本考古学概説」二五八頁)

10 時代は前後するが、遺般の事情を伝えるものとして「伊福吉部臣德足比売墓誌」がある。

因幡国法美郡伊福吉部德足比売臣藤原大宮御宇大行天皇御世慶雲四年歲次丁未春二月二十五日從七位下被賜仕奉矣和銅元年歲次戊申秋七月一日卒也三年庚戌冬十月火葬即殯此処故末代君等不応崩壞上件如前故謹録紳和銅三年十一月十三日己未

四 小野朝臣毛人墓誌

銘文は短冊形銅板の面背に鑄刻され、表面一行二六字・背面一行二二字、楷書である。

飛鳥淨御原宮治天下天皇 御朝政任太官兼刑部大卿位大錦上（以上表面）

小野毛人朝臣之墓 營造歲次丁丑年十二月上旬即葬（以上背面）

傍点の文字は前例とおなじく正字にあらためた。

（若干の語について）以下藪田氏の所説にしたがいつつ簡単にふれてみよう。

飛鳥淨御原宮治天下天皇

飛鳥淨御原宮治天下天皇とは天武天皇をさす語であるが、「日本書紀」によれば

飛鳥淨御原宮の宮号は朱鳥元年（六八六）七月に定められたものである⁽²⁾。しかるに銘文の「丁丑年」は天武即位五年（六七七）に当り、宮号制定の九年前にすでにこの宮号が行われていたことになる。また「某宮治天下天皇」のごとく宮号をもつて冠する呼称は、平城宮以前（和銅以前）には一般に退位あるいは崩後の天皇にかざられていた、と考えられるのであるから⁽³⁾、治世中の天皇をかく称することは矛盾といわなければならない。

大錦上 「続日本紀」元明紀和銅七年四月辛未条に

中納言從三位兼中務卿勳三等小野朝臣毛野薨。小治田朝大徳冠妹子之孫。小錦中毛人之子也。

とあり、考えるならば、毛人の卒後贈位が行われ、その贈位を記したものであろう。

朝臣 小野臣が朝臣の姓を賜つたのは「日本書紀」によれば天武即位十二年（六八四）十一月である⁽³⁾。すなわち同年十月に八色の姓が定められたからであつて、それより七年前に小野毛人のみに朝臣の姓を賜わり、称したものと考えられない。

上旬 上旬という表現は藪田氏のいわれるごとく曖昧な紀日と考えるほうが妥当であろうが、しかしかならずしも埋葬の日を明記しなければならない理由があるものとも考えられない。さきにあげた「船首王後墓誌」において

も、『戊辰年十二月火葬……』とあるのであるから。

以上のごとき理由によつてこの墓誌は、『天武即位五年丁丑の紀年をもちながら天皇崩後のある時期に作られたと考へざるをえない』、と藪田氏はされている。そして、しからばなにゆえかかることが起つたのか、との疑問にたいして、『それは墓誌の紀年や文と墓誌の埋納時期とを別に考へればよい。具体的に考へるならば、墓誌を追納物とすればよい』。とされる。

その証拠として「船首王後墓誌」「伊福吉部徳足比売墓誌」(4)「美努岡万墓誌」(5)の例をあげられ、改葬あるいは墳墓の修造が行われた際に墓誌が埋納されており、とくに「美努岡万墓誌」は追納されたものと考えられるのであるから、これらの事例から推して「小野毛人墓誌」は後代に追納された、と説かれている。

ついで墓誌追納の意味として、その勳功・官位を記して故人を追憶するにとどまらず、追納という行為を介して、一般に文意を伝達する効果を期待したからにほかならないとされる。すなわち墓誌を作り墓中に納めることはひそかに行うことではなく、その撰文や刻銘またその納入に際してはなんらかの行事が行われ、十分に社会の関心があつめられるし、埋納後も銘文は記録に残し、必要に応じて公表する——家記家伝に記録し必要に応じて朝廷に差出す(6)——ことによつて目的は達せられるのである。

生活態度が保守的・尚古的であつた当代社会においては、故人を顕彰することは、ひいてはその子孫の社会的地位を人に認めさせる効果をもつている。自己の地位を確固たらしめるために先祖を立派なものにすることが行われた。正史あるいは家記・家伝の編纂はその現れであり、その実質的裏付けが令の蔭の制であつた。また喪葬令の「墓皆立碑条」の規定もそれに関連するものである(7)。墓誌の制は大陸においては六朝のころから盛に行われたが、日本の制も大陸のそれに做つたものであり、広大な墳墓が营造できなくなり、火葬の法が行われ、また墓誌を作文する文人

があらわれることによつて、祖先顕彰の方法の中心が墓誌におかれるにいたつたものと考えられる。

さらにまた藪田氏はこの墓誌制作の時期を想像されて、墓誌は誰でもまた何時でも作るというものではなく、遺族がその必要を感じかつその効果がある時期に——具体的にいえば家運が興隆にむかい、その興隆をおし進めようとする時期に多く——制作されるであろうから、小野氏の政治的地位を向上させた小野毛野（毛人の子）の時、くわしくは大宝二年かれが参議に任ぜられた前後に作られたもの、と考えておられる。

したがつてこの墓誌の制作年代は毛野が毛人を顕彰するために、かれの在官当時すなわち持統朝より元明朝の間、とくに大いに登用された文武朝以降参議に任ぜられた大宝二年（七〇二）前後と認めてよいであろう。

註 1 藪田嘉一郎「小野毛人墓誌」〔日本上代金石叢考〕所収

2 天武紀朱鳥元年七月戊午条

改元曰朱鳥元年。仍名宮曰飛鳥淨御原宮。

3 戊申朔……凡五十二氏賜姓曰朝臣

4 金森遵「長谷寺法華説相像の造立年次に就て」〔考古学雜誌二七ノ一〇〕

5 前掲註 10 参照

6 「美努岡万墓誌」

我祖美努岡万連飛鳥淨御原 天皇御世甲申年正月十六日勅賜連姓藤原宮御宇大行 天皇御世大宝元年歲次辛丑五月使乎唐国平城宮治天下大行 天皇御世靈龜二年歲次丙辰正月五日授從五位下任主殿寮頭神龜五年歲次戊辰十月廿日卒春秋六十有七其為人小心事帝移孝為忠忠簡帝心能秀臣下成功広業照一代之高榮揚名顯親遺千歲之長跡令聞難尽余慶無窮仍作斯文納置中墓

天平二年歲次庚午十月一日

- 7 「日本書紀」天智紀八年十月辛酉条の原註に碑曰。春秋五十有六焉とある。
- 8 凡墓皆立碑。記其官姓名之墓。
- 9 「続日本紀」文武紀大宝二年五月丁亥条